

令和6年度徳島県若年者技能競技大会開催要領

1. 目的

若い世代のものづくり離れや技術者の高齢化等により、地場産業を支えている高度な技能の維持・継承が危惧されている。

このような中、若年者のものづくり技能に対する意識を高め、技能向上に資する取組みを推進するため、県内の工業高等学校、職業能力開発施設等で技能習得している学生や訓練生をはじめ、県内企業で働く若年技能者が互いの技能を高めあう場として技能競技大会を開催し、今後更なる技能向上に取り組む契機とする。

2. 主催

徳島県、徳島県職業能力開発協会

3. 後援

徳島県技能士会連合会

4. 協賛

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 徳島職業能力開発促進センター

5. 競技日程及び競技会場

別表のとおり

6. 開催内容

(1) 競技種目

①県内の公共職業能力開発施設、認定職業能力開発施設及び高等学校、高等専門学校、専門学校の学生・訓練生のみを対象とする「学生・訓練生部門」で実施する競技種目として

「美容」の1種目

②社会人と県内の公共職業能力開発施設等の訓練生・学生を対象とした「社会人等部門」で実施する競技種目として

「左官」、「建築大工」、「機械」、「溶接」、「洋菓子製造」、「建築塗装」の6種目

(2) 競技実施方法

① 上記の実施種目において、原則として5名以上の参加申込をもって実施することとする。

② 当日に課題を製作させる「実技競技」とする。

7. 参加選手資格等

次の①～③のいずれかに該当すること。

①県内の公共職業能力開発施設及び県内の認定職業能力開発施設で技能習得中の在校生(29歳まで) ※年齢上限については、「左官」「建築大工」「建築塗装」を除く。

②県内の高等学校、高等専門学校、専門学校、大学校の在校生(29歳まで)

③県内事業所等の在職者で、若年技能者(29歳まで)

ただし、「洋菓子製造」職種については、21歳までの県内在職者、「左官」「建築大工」「建築塗装」職種については、年齢上限はなく同種職歴10年以内の県内在職者とする。

8. 参加選手数等

- (1) 競技用設備、競技会場等を考慮し、大会への参加選手数に上限を設けることとし、参加希望者数が、この上限を超えた場合は、県において調整することとする。
- (2) 各種目（美容、溶接については各部門）、同一施設等（職業能力開発施設、工業高等学校等）からの参加は、原則として5名までとする。

9. 表彰

各競技種目の成績優秀な参加選手に対して、次の表彰を行う。

- (1) 各競技種目の競技選手数に基づき、次の基準により主催者賞（賞状及び楯）を決定する。
 - ① 競技者が5人～10人の場合、上位3位以内とする。
 - ② 競技者が11～15人の場合、上位5名以内とする。
 - ③ 競技者が16～20人の場合、上位7名以内とする。
- (2) 各競技種目の第1位の者に対して、徳島県知事賞を授与する。
※ただし、30歳以上の参加者は表彰の対象外とする（審査は行う）。
- (3) 2位以下の表彰者に関しては、別に定める表彰規定によることとする。

10. 参加費

無料とする。

11. 経費

本大会の開催経費は次のとおりとし、実施主体の予算の範囲内で、経費を負担する。

- ①競技審査委員に係る謝金と費用弁償
- ②競技実施に係る、材料費、役務費、消耗品費
- ③広報、印刷費等
- ④表彰に係る経費
- ⑤その他、大会の実施に必要な経費

12. 補足

この要領に定めるものの他、若年者技能競技大会の運営等について必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則
(施行時期)

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

徳島県若年者技能競技大会について

1. 競技日程及び競技会場

競技種目	日 程	競技会場	対 象
美容	令和6年10月5日（土）	中央テクノスクール ろうきんホール	学生 訓練生
建築 大工	令和6年10月19日（土）	西部テクノスクール 第1実習棟	社会人等
建築 塗装	令和6年10月26日（土）	南部テクノスクール カラーコーディネート塗装科 実習棟	社会人等
左官	令和6年11月2日（土）	中央テクノスクール 在職者訓練棟	社会人等
溶接	令和6年11月2日（土）	中央テクノスクール実習場	社会人等
機械	令和6年11月2日（土）	ポリテクセンター徳島	社会人等
洋菓子 製造	令和6年11月10日（日）	工業技術センター 実習室	社会人等

※募集状況によっては、日程を変更する場合があります。

2. 競技時間

9時30分から16時まで（競技種目によって異なります。）

3. 参加者

「学生」を対象としている種目については、高等学校、高等専門学校及び専門学校の学生を対象としています。

「訓練生」を対象としている種目については、職業能力開発施設の訓練生を対象としています。

「社会人等」を対象としている種目については、県内企業で働く若年技能者と職業能力開発施設の訓練生、学生が同一課題で競技します。